

事務所だより H23年2月号

今月も宜しくお願い致します。

安藤社会保険労務士事務所

ごあいさつ

こんにちは。いつもお世話になります。先日東京でも雪が降るなどここ数年にない寒い日が毎日続いています。体調はいかがでしょう？インフルエンザも先月後半から今月あたりがピークの様です。手洗い、うがいなどをまめにしてなんとか感染せず乗り切りたいと思っています。皆さんも十分お気をつけ下さい。

今月は、期間の定めのある従業員、一般的には「契約社員」と言われますが、採用する際の労働契約の締結及びその後の契約更新する際の留意点について触れたいと思います。期間の定めのある労働契約でも期間が満了したという理由で労働契約を単純に終了させることができない場合もあるという認識が必要です。特に労働契約が形式的になっていて長期間続いている場合は、慎重に対応することが求められます。

それでは今月もどうぞよろしくお願い致します。

安藤



今月のトピックス

雇い止めに関するトラブルを回避するためには

期間を定めて締結した労働契約（有期労働契約）においては、契約更新の繰返しにより一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新を行わず期間満了をもって退職させる

等の、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが増加し、裁判で争われる事案が増えています。

トラブルを回避するにはどのようなことに注意すればよいのでしょうか。

書面による明示が大切

有期労働契約のトラブルに対応するため、厚生労働省では、労働基準法に基づいて「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」を策定しています。項目は、(1)「契約締結時の明示事項等」、(2)「雇止めの予告」、(3)「雇止めの理由の明示」、(4)「契約期間についての配慮」となっています。

使用者は、有期契約の労働者に対して、契約締結時に契約更新の有無を明示しなければならず、「契約を更新する場合がある」と明示したときは、契約を更新する場合またはしない場合の判断基準を明示しなければならないとしています。

また、明示した内容を契約締結後に変更する場合は、速やかにその内容を明示しなければなりません。これらの事項については書面により明示することが望ましいとされています。

有期労働契約の期間

有期労働契約を締結する場合、その期間の長さについて労働基準法で上限3年（原則）という定めがあります。

1年以上の契約を締結した場合は、労働契約期間の初日から1年を経過した日以後において、労働者は、使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができます。

労働契約法の適用も

労働契約法は、有期契約労働者にも適用され、(1)やむを得ない事由がない場合に契約期間満了までの期間において解雇ができないこと、(2)契約期間を必要以上に短い期間として反復・更新しないようにすること、などが規定されています。

また、締結等の基本ルールとして、(1)労働契約の締結や変更にあたり労働者に契約内容についてきちんと説明を行うこと、(2)労働契約の内容についてできる限り書面により確認することとされています。

<ポイント>

雇用期間を明示した労働契約書を締結する。

労働契約を更新する場合は、契約の更新手続きを毎回厳格に行う！雇用期間が満了する前に双方合意の上で労働契約の更新を行う。

期間満了で雇い止めする場合は、事前に雇い止めの理由等を十分説明し、予告を文書で行う。

安藤

事務所スタッフより(労務とは関係のないコーナーです)

こんにちは。毎日寒い日が続いていますが皆さん体調は崩したりしていませんか？

我が家では、寒い日だろうが、天気が悪かろうが全く関係ない元気すぎる子供がいるので、休日はだいたい一緒に外に出て遊んでいます。ただ、風が冷たい日に長い時間外にいるのはさすがにキツイので、そんな時はよく図書館や児童館を利用します。

特に、図書館は2週間に一度は行く程子供も大好きです。児童書がメインになってしまうのでなかなか色々な種類の本を見ることができませんが、最近は子供用の図鑑でも内容はとても充実しているし、また「おとなのための絵本」があったり、「ヤングアダルトコーナー」といって児童書と一般書の橋渡しの意味合いで設けている本もあり、子供用といってもなかなかあなどれません。

息子は乗り物関係が大好きで、最近借りてきた中で「エコカーのしくみ」や「地球にやさしい

乗り物」など、エコに興味があるのかは別にして真剣に見ています。見終わると得意気に家族に説明してくれています。

最近、活字離れや本離れなどといわれたりしていますが、週末はいがいに多くの子供たちが利用しているのにも驚きました。雑誌も多く置かれているから・・・かもしれませんが。

でも、本に興味を持ってくれるのはとても嬉しい事ですね。私自身も次はどんな物を借りようかと楽しみにしています。

清司(せいじ)

<連絡先>

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 3-13-3

第2ヒロタビル4階

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

